

恵庭市議場コンサート実施要領

- 趣 旨 市民が気軽に議場へ足を運び、議会を知ってもらうきっかけ作りとして、議場を開放し、コンサートを実施する。
- 開催日時 1. 日にちは、原則、定例会初日とし、議会運営委員会で調整を図る。
2. 時間帯は、会議開始30分前から15分間とする。
- 会 場 市役所3階 議場
- 出演者 楽器演奏や歌唱、パフォーマンスに取り組む、恵庭市にゆかりのある（※）個人または団体で、以下のいずれかの条件に該当する方を広く一般公募することとする。
(1) 教育・文化の普及・振興、また青少年の健全育成に寄与すると認められるもの
(2) 営利を目的とせず、住民の福祉を増進すると認められるもの
(3) その他議長が特に認めるもの
※「恵庭市にゆかりのある」とは、恵庭市在住・在勤・在学、恵庭市出身、その他恵庭市にゆかりがあると認められる個人または団体のことをいう。
- その他 1. 主催者は、恵庭市議会とする。
2. 開催内容については、議長の許可を得るものとする。
3. 楽器や音源等、コンサートに必要な物品は、出演者が準備し、議場内に持ち込める範囲のものとする。ただし、議長の許可を受けたものに限る。
4. 市民が鑑賞する場所は、議場内の傍聴席とする。